

A市は、だれでも自由に入れる公園に図書館を建築することとし、その建物の設計を建築家Bに依頼した。Bは、過去から未来に絶えず発展していくA市を表すものとして、正面から見ると、曲面状となっている屋根が右方向に上がって、その右端が大きく横に飛び出し、外壁が曲面状の屋根と連続する曲面であることに特徴を有する斬新な建物を設計し、その設計どおりに図書館（以下「A図書館」という。）が建築された。A図書館の入口を入るとすぐ大きな玄関ホールがあり、その奥の壁には、A市出身の画家Cの代表作として有名で、A市にある山（以下「A山」という。）の風景を独特の色彩で描いた大きな絵画 $\alpha$ が展示されていた。以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

## 〔設問1〕

A図書館の近くで土産物を販売するDは、自らの店舗の外壁の一部や屋根をA図書館の外壁や屋根と同じ形に改築した。

Dの上記行為がBの著作権を侵害するかについて論じなさい。

**【設問2】**

Dは、絵はがき製作のためにA図書館を正面から撮影し、その写真に基づく絵はがきβを多数枚印刷した上で、これを販売している。絵はがきβは、その5分の3程度にA図書館が写っているというものであり、青空を背景として、その特徴的な屋根や外壁の形が明瞭に判別できた。また、撮影当時、A図書館の入口の大きな扉が開いていて、A図書館の正面から撮影したために、玄関ホールの奥の壁に展示されている絵画αが、その独特の色彩によりA山を描いたCの代表作であることが分かる程度に小さく写っていた。なお、A図書館の入口の扉は、A図書館の開館時間中は常に開いていた。

- (1) BはDに対し、著作権侵害を理由としてどのような請求をすることが考えられるか。その妥当性についても論じなさい。
- (2) Cは、Dが販売する絵はがきβに絵画αが写っていることが問題であると考えた。CはDに対し、著作権侵害を理由として絵はがきβの販売をやめるよう求める訴訟を提起した。同訴訟において、Cはどのような主張をすべきか。それに対し、Dは、どのような主張をすることが考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

**[設問3]**

A図書館が建築されて10年経ち、現在のA市の市長は、A図書館の屋根が奇抜すぎると考え、A市は、A図書館の屋根のうち大きく横に飛び出している部分のみを撤去する工事を計画している。Bは、この計画に反対し、この工事を阻止したいと考えている。Bは、A市に対し、著作権法上どのような請求をすることが考えられるか。その妥当性についても論じなさい。

## 【設問1】

### ◆ A図書館に創作性（2条1項1号）はあるか？

- 建築の著作物については、実用的な機能とは分離して把握できる美的特性があり、その美的特性に著者の個性が表現されているときに創作性が認められると考える。
- 実用的な機能とは分離して把握できる屋根と外壁の特殊形状に建築家Bの個性が表現されている。したがって、A図書館は、建築の著作物である。

### ◆ 複製（2条1項15号）に該当するか？

- 複製の要件：①依拠性、②本質的特徴の維持、③有形的再製（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決）
- Dの店舗は、A図書館の屋根の特徴的形状と、屋根と外壁の連続性を表現しているので、A図書館の建築の著作物としての本質的特徴を維持している。したがって、Dの店舗は、A図書館の複製物と言える。

### ● 公開著作物（建築の著作物）利用（46条）の抗弁

- 46条2号（建築による複製）の再抗弁が認められるのは明らかである。したがって、複製権侵害が成立すると考える。

## 【設問2（1）】

- 絵はがきβは、A図書館の複製物である。
- 建築家Bは、譲渡権侵害に基づき、販売停止の差止請求（112条1項）、在庫廃棄請求（112条2項）、損害賠償請求（民法709条）を主張することができる。
- A図書館について公開著作物（建築の著作物）利用（46条）の抗弁
- ◆ 絵はがきβの顧客誘引力はA図書館の芸術性に依存すると認められる。そこで、A図書館について46条4号の再抗弁が認められるかが問題になる？建築の著作物に46条4号は適用されるか？
- 46条本文は、「美術の著作物」と「建築の著作物」を区別している。したがって、建築に著作物は、4号の美術の著作物から除外される（4号は適用されない）と考える。
- したがって、A図書館について、複製権侵害の主張に対しても、譲渡権侵害の主張に対しても、公開著作物（建築の著作物）利用（46条）の抗弁が認められる。

## 【設問2（2）】

- 絵はがきβは、絵画αの複製物か？絵画αの本質的特徴が維持されているかが問題になる。
- 絵はがきβは、絵画αのA山を描く独特の色彩を表現しているので、絵画αの本質的特徴を維持していると考えられる。したがって、絵はがきβは、絵画αの複製物である。
- 画家Cは、絵はがきβの販売の停止を請求（112条1項）するために、譲渡権侵害を主張すべきである。
- ◆ 絵はがきβについて公開著作物利用（46条）の抗弁が成立するか？絵画αが公衆がアクセスできる「屋外の場所」（45条2項）に設置されていたと言えるかが問題になる。
- 公開著作物利用（46条）の抗弁の趣旨は、公衆が屋外でアクセスできる美術の著作物と実際に建築された建築の著作物は、社会慣行上、公衆による記録・伝達の対象とされているため、これらの著作物に対する著作権の行使は公衆の行動を過度に抑制することになってしまうことを考慮したことにある。
- 絵画αは玄関ホールの奥に設置されているため、公衆は絵画αは館内に設置されていたと認識すると考えられる。そのため、絵画αについて著作権の行使を許容しても公衆の行動を過度に抑制することにはならない。したがって、絵画αについては公開著作物利用（46条）の抗弁は成立しないと考える。

# 令和6年司法試験（著作権法 - 知的財産法第2問）

◆付随対象著作物の利用（30条の2）の抗弁が成立するか？

- 軽微性の要件 → 「作成伝達物」である写真において絵画αは軽微な構成部分に過ぎない。
- 正当利用の要件 → 写真のメインテーマはA図書館と背景の青空である。絵画αは作成伝達物のメインテーマとは無関係である。また、絵画αは、A図書館を正面から撮影した結果、すなわち通常の状態様で撮影した結果、必然的に映り込んだものである。したがって、正当利用の要件は充足されると考える。
- よって、付随対象著作物の利用（30条の2）の抗弁が成立する。

## 【設問3】

- Bは、同一性保持権に基づく改築予防の差止請求（112条1項）を主張することができる。

◆20条2項2号（建築の著作物の改築による改変）の抗弁は成立するか？

- ◆20条2項2号（建築の著作物の改築による改変）の抗弁の趣旨は、建築物所有者による建築物の実用的利用を保証することにある。そのため、実用性の観点ではなく、デザインの奇抜性を緩和するというデザイン変更目的での改築に20条2項2号が適用されるのかが問題になる。
- 改築が実用性の維持・向上とは無関係である場合には、改変対象著作物が建築物であることを理由に同一性保持権侵害が免責される範囲を拡大すべき合理的理由はない。したがって、20条2項2号が適用されるためには実用性の維持・向上との関連性が要求されると考える。
- A図書館の屋根の形状が図書館としての機能に支障をもたらしていないのであれば、同一性保持権侵害は免責されないと考える。